

令和7年2月1日

スタート

我孫子市パートナーシップ・ファミリーシップ 届出制度が始まります

【パートナーシップ届出制度とは】

- お互いを人生のパートナーであることを市に届け出し、市が証明する制度です。
- 同性・異性問わず（同性パートナーや事実婚等）対象とします。

【ファミリーシップ届出制度とは】

- パートナーシップの届け出をしたお二人に、お子さん又は親がいる場合、あわせて家族（ファミリー）であることを市に届け出し、市が証明する制度です。

婚姻制度と異なり、法律上の効力(税控除や相続等)が生じるものではありません。
誰もが自分らしく暮らしていける社会の実現を目指すものです。

【証明カード】

- 届出をしたお二人に、カードを発行します。

※運転免許証とほぼ同じサイズです。

第 号			
我孫子市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード			
我孫子市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱に基づき、届出がなされ、これを受理したことを証明します。			
届出日	年 月 日	交付日	年 月 日
本人		パートナー	
生年月日	年 月 日生	生年月日	年 月 日生
住所			
我孫子市長			

【表面】

【このカードを提示された方へ】	
このカードは、人生のパートナーや家族であることを市に届出をし、受理されたことを証明するものです。届出によって法律上の効果が生じるものではありませんが、この主旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。	
この制度を利用する方の性のあり方（性的指向、性自認等）やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。	
戸籍上の氏名(通称名を使用している場合)	
本人	パートナー
ファミリーシップ対象者	

【裏面】

【お願いしたいこと】

本制度利用者から証明カードの提示があった場合、夫婦や家族対象のサービスの適用や、職場の従業員の方であれば家族で利用可能な福利厚生等の適用等、可能な範囲でご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

担当・問い合わせ先

我孫子市 市民協働推進課 男女共同参画室

電話 04-7185-1111 内線294、419